産業建設常任委員会資料
産業文化部農政課

議案第１４１号
宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について

資料２　農業共済事業一県一組合化のメリットとデメリット

１．一組合化のメリット

（１）　県内で実施されている全ての共済事業が兵庫県農業共済組合（以下、「新組合」といいます。）に引き継がれることから、本市では実施していなかった麦（農作物共済）、そば・大豆（畑作物共済）、豚（家畜共済）、なし（果樹共済）の引き受けが可能になる。

（２）　新組合の職員はプロパーとして共済事業に携わるため、共済制度に関する専門知識を蓄積することができることから、経験者の継続配置が難しい市町職員と比べてより丁寧な説明や的確な情報提供が期待できる。新組合設立時には市町等からの派遣職員を一部充てられるが、新組合が経年的にプロパー職員採用を進める。

（３）　事業規模・財務規模が県内全域に拡大されることで、十分な保険母集団を確保することが可能になり、掛金率の大幅な変動を抑制するとともに、安定的な共済事業の運営が可能になる。

（４）　新組合では、これまで市町等と兵庫県農業共済組合連合会（以下、「連合会」といいます。）が別々に行っていた事務を統合するため、事務効率が向上する。

（５）　これまでは、市町等・連合会・国の３段階制で損害認定や共済金支払い等の業務を行っていたが、一組合化後は新組合・国の２段階制になり、新組合は直接国とやり取りを行うため、共済金の早期支払い等が可能となる。

（６）　農業者が他市町に圃場や園芸施設等を所有している場合であっても、現地調査は引受者である住所地の市町等が行うため、確認に時間を要する等の課題があった。一組合化後は県内２０箇所の各事務所が管内の現地調査を行うことから、市町区域を超えた現地調査をスムーズに行うことができる。

（７）　大災害発生時でも、新組合の各事務所間で応援体制が整えられることから、迅速な損害評価等による共済金の早期支払いが可能になる。

２．一組合化のデメリット

（１）　農業者からは「自治体の共済」として親しまれてきたが、実施主体が民営の新組合へ変わり、また応対する職員等も変わることから、不安を感じる農業者がいることが懸念される。

（２）　窓口が市町等の庁舎から新組合事務所へ変わることから、一部の農業者にとっては利便性が低下する可能性がある。